

訓練

薩摩半島西方沖の地震に関する知事メッセージ

本日（2月14日）午後2時、薩摩半島西方沖で、マグニチュード7.2の地震が発生しました。

各地の震度は、いちき串木野市で最大震度7を観測したほか、鹿児島市、薩摩川内市、日置市で震度6強が観測されました。

県では、地震発生と同時に「県災害対策本部」を設置し、被害状況等の迅速な情報収集と被災した市町村に対する支援等に取り組んでいます。

また、既に自衛隊への災害派遣要請や海上保安庁への支援要請を行ったところです。

県としては、引き続き、被災された方の人命救助を最優先とし、被害状況等の情報収集を行い、市町村、国、関係機関等と連携して、災害応急対応に取り組んでまいります。

薩摩川内市の川内原子力発電所では、地震発生に伴い、1、2号機の原子炉が自動停止し、同時に全ての外部電源が喪失する状態となっています。また、1号機では原子炉冷却剤の漏えいが確認され、原因の調査が行われています。

現在のところ、1、2号機ともに非常用ディーゼル発電機による交流動力電源が供給され、原子炉の冷却は継続しており、放射性物質は放出されておりません。

県民の皆様におかれましては、まずは命を守る行動を最優先として、今後、報道機関や公的機関から発表される最新情報を確認いただくとともに、地震や津波に注意しつつ、落ち着いて行動するようお願いします。

訓練

施設敷地緊急事態における国の要請を受けての知事メッセージ

川内原発2号機においては、原子炉冷却材の漏えいが拡大し、非常用炉心冷却装置（ECCS）は作動するものの、重点高圧注水ポンプの故障により、注水が不能となりました。

これを受けて、国は、本日17時、当該事象を原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断し、本県及び関係9市町に対して、防護措置等の対応に関する要請を行われたところです。

県としては、この要請に的確に対応するとともに、国や関係市町、自衛隊等実動組織と緊密な連携を取りながら、人命救助を最優先に災害応急対応に取り組んでまいります。

県民の皆様におかれでは、国の要請に基づき、次のとおり対応するようお願いします。

① 原子力発電所から概ね5キロ圏内（PAZ）の施設敷地緊急事態要避難者は、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、あらかじめ定められた避難先に避難するようお願いします。

ただし、避難の実施により健康リスクが高まる方は、安全に避難できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避をするようお願いします。

② PAZの住民は避難準備を、UPZの住民は屋内退避の準備を開始するようお願いします。

③ PAZやUPZ内の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる方は、準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅するようお願いします。現在、原子力発電所の敷地の外への放射性物質の漏えいはありません。

川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に現在のところ異常はありません。

したがって、これらの指示は、放射性物質が放出された場合に備えて、あらかじめ現時点から身を守る行動をお願いするものです。

なお、川内原子力発電所の5キロ圏外の方々は避難の必要はありません。

5キロ圏内の方々の避難がスムーズに進むように、避難へのご協力をお願いいたします。

今後も、県民の皆様には、テレビ、ラジオ、防災行政無線、原子力防災アプリ等を通じて随時情報をお知らせいたしますので、行政からの情報に注意をし、落ち着いた行動をとっていただくようお願いいたします。

訓練

緊急事態宣言を受けての県民の皆様への知事メッセージ

本日 10 時 50 分に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出され、原子力発電所から概ね 5 キロ圏内（P A Z）の住民に避難の指示、5 キロから 30 キロ圏内（U P Z）の住民に屋内退避の指示が出されました。

現在、原子力発電所の敷地の外への放射性物質の漏えいはありません。

したがって、これらの指示は、放射性物質が放出された場合に備えて、あらかじめ現時点から身を守る行動をお願いするものです。

まず、P A Z に当たる薩摩川内市の滄浪地区、寄田地区、水引地区、峰山地区にお住まいの方々へのお願ひです。

避難先や避難ルートを確認し、薩摩川内市の指示に従って、落ち着いて避難等の行動を開始してください。

次に、U P Z に当たるいちき串木野市と阿久根市の全域、薩摩川内市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町の一部の地域にお住まいの方々へのお願ひです。

屋内退避の解除や次の指示があるまでの間、自宅等安全な建物での屋内退避を行ってください。

屋内退避とは、放射性物質による被ばくのリスクを抑えるために、ご自宅等の安全な建物の内部にとどまっていたら行動です。

屋内退避の際には、窓を閉める、換気扇を止めるなど、外の空気を取り込まないようにし、テレビ、ラジオ、防災行政無線、原子力防災アプリ等を通じた、行政からのお知らせに注意をしてください。

ただし、地震等で、今いる建物にとどまっていると身の危険を感じる場合には、近くの安全な建物に避難するなど、身を守る行動を優先してください。

川内原発周辺における緊急時モニタリングの結果については、現在のところ異常はありません。

このため、川内原発 5 キロ圏外の方々は避難の必要はありません。

5 キロ圏内の方々の避難がスムーズに進むように、避難へのご協力を願っています。

県民の皆様には、テレビ、ラジオ、防災行政無線、原子力防災アプリ等を通じて情報を発信してまいりますので、行政からの情報に注意をし、落ち着いた行動をとっていただくようお願いいたします。

訓練

一時移転の指示を受けての県民の皆様への知事メッセージ

川内原発1号機で発生した事故に関して、本日（2月17日）、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、放射性物質の放出後、継続的に毎時20マイクロシーベルト以上の空間放射線量率が計測された2市6地区に対して、原子力災害対策特別措置法に基づき、一週間程度内に一時移転するよう指示が出されました。

今回、一時移転の対象となっているのは、薩摩川内市の隈之城地区、いちき串木野市の川上地区、旭地区、生福地区、冠岳地区、上名地区にお住まいの方々です。

一時移転に当たり、6地区とも避難計画上の避難先の市（鹿児島市、指宿市、枕崎市、南九州市）の受入が難しいことが判明したことから、薩摩川内市隈之城地区は姶良市に、いちき串木野市の5地区は霧島市にそれぞれ一時移転先を変更したところです。

現在、各地区的具体的な受入施設と一時移転の時期について、薩摩川内市と姶良市、いちき串木野市と霧島市が調整を進めているところです。

また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けていただくこととなります。

このため、薩摩川内市、いちき串木野市から、お住まいの地区毎に一時移転の実施時期や避難退域時検査場所等について連絡を行いますので、連絡があるまでは自宅等で屋内退避を継続し、一時移転の準備を整えてください。

また、これらの地区にお住まいの方々は、当該地区的地域生産物の摂取を控えるようお願いします。

空間放射線量が毎時20マイクロシーベルト程度の地域に留まり続けたとしても、追加で受ける被ばく線量は、年間の自然放射線による被ばく線量と同程度に過ぎません。これは、直ちに健康被害が出るほどの線量ではないのですが、日常生活における無用な放射線被ばくを低減する観点から一時移転を行うものとされております。

一時移転の対象地区にお住まいの方々におかれでは、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による行政からの情報に注意して、当該指示に基づき、落ち着いて行動するようお願いします。

次に、UPZ内の一時移転の対象地区以外の方々へのお願いです。

現在のところ、お住まいの地域の空間放射線量率は、放射性物質の放出後、国の基準（毎時20マイクロシーベルト）を下回る状況が継続しており、国から一時移転の指示が出されていません。

慌てることなく、落ち着いて屋内退避を継続し、必要な方が一時移転できるようご協力を願いいたします。

県民の皆様には、引き続き、テレビ、ラジオ、防災行政無線、原子力防災アプリ等を通じて情報を発信してまいりますので、行政からの情報に注意をし、落ち着いた行動をとっていただくようお願いいたします。